

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項、同条第 3 項及び第 291 条の 11 の規定により、社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）の改正に伴う大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について、関係市町村と協議する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）

の一部を次のように変更する。

第17条第1項第4号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

新	旧
<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構交付金</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>社会保険診療報酬支払基金交付金</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>